

石巻市国民健康保険制度の概要

私たちの健康を守る国保制度を知ろう

今月は、国保事業のしくみや被保険者証の更新、保険税の不均一課税状況、平成20年4月の変更点などについてお知らせします。

国保事業

私たちは、いつ何時、病気やケガで医療行為を受けるかわかりません。その理由から、職場の健康保険(社会保険・船員保険など)に加入している人以外は、全て国民健康保険に加入しなければならぬことになっています。この制度によって、病気やケガをしたときに支払う医療費や薬代が3割の負担で済むことになっています。(これを国民皆保険制度といいます)

また、加入者が出産する場合は、35万円の出産育児一時金、亡くなられた場合は、5万円の葬祭費が支給されるほか、医療費の自己負担が高額になった場合は、高額療養費として自己負担限度額を超える金額が支給されるなど、私たちが安心して健康な生活を送るためには、なくてはならない制度です。

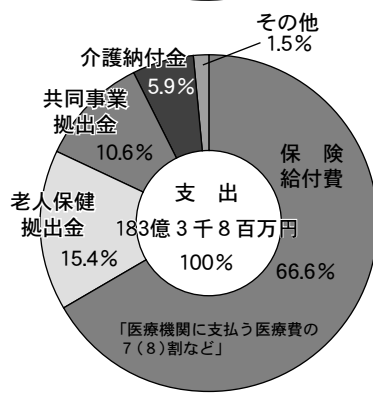
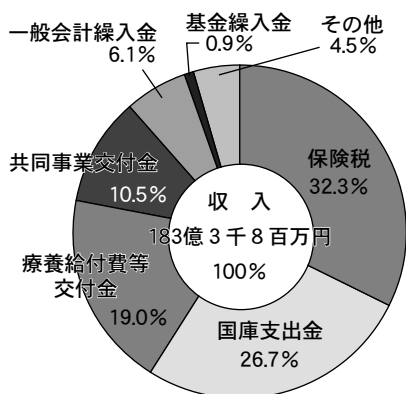
そして、この国保制度を支えている貴重な財源が、加入者の皆さんが納める保険税です。

届出は忘れずに

前述したように、私たちは切れ目なく必ず何かの保険(国民健康保険・社会保険など)に加入していなければなりません。

離職・退職などにより社会保険などを喪失した場合、または社会保険などに加入した場合には、二週間以内に国民健康保険の加入・喪失の手続きを自分で行うことが必要となります。

石巻市国民健康保険の収支 (平成19年度予算)



医療費の適正化にご協力ください。

超高齢者社会を迎え、医療費が年々増加し、国保が負担する医療費も増え続けています。

次のようなことを心がけ、医療費の適正化にご協力ください。

- ・重複受診は控えましょう。

仮に、手続きをしなかったとしても、加入する場合、国保の資格は前の保険が切れたときまで遡及しますのでも、届け出は速やかにいきましょう。

(例えば、2年前に社会保険を喪失して、その後、すぐに国保加入の手続きをとらなかつた方が、今加入の手続きをしても、2年前に社会保険が切れたときからの加入となり、保険税も2年間分課税されることとなります。)

長期滞納者への措置

保険税を長期間滞納している場合、特別の事情がある場合を除き、次のとおりの措置となります。

- ① 6カ月以上納めない場合
有効期限の短い保険証(短期被保険者証)が交付されます。
- ② 1年以上納めない場合
保険証を返していただき、いったん、全額自己負担となる資格証明書が交付されます。(納税相談などにより分納誓約をし、履行した方は除かれます)

なお、7割分の受給は、後日市に申請していただきます。

保険税の減免

事業の倒産または世帯主の疾病などで、今年の所得が前年より急激に減少した場合、国民健康保険税の減免を申請することができます。

申請には、平成19年1月から12月までの見積所得金額を確認する必要がありますので、申請時まで得た所得と申請後の見積所得がわかる資

保険証の更新時期です。

料および印かんを持参して国保年金課保険税窓口、または各総合支所市民生活課国保税担当窓口で申請してください。

なお、申請期限は、納期限の10日前までです。

毎年、10月1日を基準日に、保険証が更新されます。更新（配布）の時期、方法などは次のとおりとなります。

更新（配布）時期

9月18日（火）から9月末

配布方法

郵便局のゆうパックでお届けする予定です。

※納税相談が必要な方は、相談後、窓口交付となります。

保険証の色

今回の保険証は、一般分が「ぎみどり色」、退職分が「クリーム色」となります。

旧保険証の回収

お手元に新しい保険証が届きましたら市役所にお返しください。（お近くの各支所または各総合支所でも結構です）

④の保険証

学生の方で、4月以降在学証明書

（または調査票）を提出された方には、引き続き④の保険証を交付します。

⑤の保険証

仕事の都合などにより、ご家族と離れて生活して、⑤の保険証をご使用の方は、改めて申請の手続きが必要となります。

⑧ 国保年金課（内線633）・各総合支所市民生活課



65歳以上の方々の国保と老人保健が、平成20年4月から大きく変わります

国の医療制度改革に伴い、平成20年4月から保険制度が大きく変わります。詳細については今後パンフレットなどで詳しくお知らせしますが、市報では、その概要をお知らせします。

①70～74歳の自己負担割合1割の方が2割に引き上げられます

昨年10月に現役並み所得者の負担割合が、2割から3割に引き上げられましたが、今度は、これまで1割負担であった方の負担割合が2割となります。

②65歳以上の保険税の年金天引きが始まります

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯において、保険税の年金天引き（特別徴収）が始まります。

なお、国保税は、世帯主課税ですので、世帯主からの天引きとなります。

※年金額が少ない人（年額18万円未満）など一部除外されます。

③70～74歳の自己負担限度額が引き上げられます

70～74歳の自己負担限度額が次のように変わります。

○外来（個人ごと） 12,000円 → 24,600円

○外来＋入院（世帯単位） 44,400円 → 62,100円

※非課税世帯を除く

④療養病床入院時の「食費・居住費」の負担対象年齢が70歳以上から65歳以上に引き下げられます

⑤後期高齢者医療制度が始まります

老人保健制度が廃止となり、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害のある方を対象とした新たな保険制度が創設されます。※広域連合⑧が運営主体（保険者）となります。

この制度は、国民健康保険や社会保険などとは、別保険となるため、保険料の決定や給付は広域連合で行うこととなります。

⑧ 県内の全ての市町村が加入する地方自治体です。

平成19年度国民健康保険税の税率

国保税については、合併協定により、平成23年度まで不均一課税となっていて、下記の金額は、平成19年第2回臨時議会において、承認された平成19年度の国保税率です。

○課税限度額（医療分56万円）

旧市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
所得割率	10.30%	9.50%	9.50%	8.80%	9.40%	6.70%	9.00%
資産割率	36.00%	33.00%	36.00%	36.00%	35.00%	30.00%	36.00%
均等割額	30,600円	28,800円	28,800円	30,000円	30,000円	22,200円	28,200円
平等割額	33,000円	30,600円	30,600円	31,800円	32,400円	25,800円	32,400円

○課税限度額（介護分9万円）

所得割率	1.40%
資産割率	6.40%
均等割額	6,600円
平等割額	4,200円

※平成18年度に統一されました。